

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
15	公営住宅関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

益城町は、公営住宅関係事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

益城町長

公表日

令和6年4月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	公営住宅関係事務
②事務の概要	益城町では、公営住宅法に基づき公営住宅を建設又は買取り、住宅に困窮する方に対し、低廉な家賃で賃貸等を行っている。 公営住宅の賃貸等に当たっては、公営住宅法の規定に従い、入居者からの収入報告に基づき、月額家賃や敷金を決定する。また、家賃の収滞納や入居者の適正な管理を実施している。 益城町では行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①入居者募集事務 ②家賃算定事務 ③家賃滞納整理事務 など
③システムの名称	公営住宅
2. 特定個人情報ファイル名	
1. 同居者情報ファイル、2. 承継者情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 19の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 なし(公営住宅関係事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない。) 【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号 別表第二 31の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	都市計画課 建築係
②所属長の役職名	都市計画課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務課行政係 熊本県上益城郡益城町大字宮園702番地
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	都市計画課建築係 熊本県上益城郡益城町大字宮園702番地

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年4月3日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年4月3日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [O]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [O] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	5. 評価実施期間における担当部署 ①部署	都市計画課 建築係	復旧事業課 建築係	事後	部署編成に伴い
平成29年4月1日	5. 評価実施期間における担当部署 ②所属長	都市計画課長	復旧事業課長	事後	部署編成に伴い
平成29年4月1日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ連絡先	都市計画課 建築係	復旧事業課 建築係	事後	部署編成に伴い
平成31年4月1日	5. 評価実施期間における担当部署 ①部署	復旧事業課 建築係	公営住宅課 管理係	事後	部署編成に伴い
平成31年4月1日	5. 評価実施期間における担当部署 ②所属長	復旧事業課長	公営住宅課長	事後	部署編成に伴い
平成31年4月1日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ連絡先	復旧事業課 建築係	公営住宅課 管理係	事後	部署編成に伴い
平成31年4月1日	基礎項目評価書		新様式への対応	事後	新様式への対応
令和3年4月1日	5. 評価実施期間における担当部署 ①部署	公営住宅課 管理係	都市計画課 公営住宅係	事前	部署編成に伴い
令和3年4月1日	5. 評価実施期間における担当部署 ②所属長	公営住宅課長	都市計画課長	事前	部署編成に伴い
令和3年4月1日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ連絡先	公営住宅課管理係 熊本県上益城郡益城町大字宮園702番地	都市計画課公営住宅係 熊本県上益城郡益城町大字宮園702番地	事前	部署編成に伴い
令和4年9月1日	I 関連情報 5. 評価実施期間における担当部署 ①部署	都市計画課 公営住宅係	都市計画課 建築係	事後	部署編成に伴い
令和4年9月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ 連絡先	都市計画課公営住宅係 熊本県上益城郡益城町大字宮園702番地	都市計画課建築係 熊本県上益城郡益城町大字宮園702番地	事後	部署編成に伴い
令和5年4月3日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要 (一段落目)	益城町では、公営住宅法に基づき公営住宅を建設、買取り又は借上げし、住宅に困窮する方に対し、低廉な家賃で賃貸等を行っている。公営住宅の賃貸等に当たっては、公営住宅法の規定に従い、入居者からの収入報告に基づき、月額家賃や敷金を決定する。また、家賃の収滞納や入居者の適正な管理を実施している。 益城町では行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①入居者募集事務 ②家賃算定事務 ③家賃滞納整理事務 など	益城町では、公営住宅法に基づき公営住宅を建設又は買取り、住宅に困窮する方に対し、低廉な家賃で賃貸等を行っている。公営住宅の賃貸等に当たっては、公営住宅法の規定に従い、入居者からの収入報告に基づき、月額家賃や敷金を決定する。また、家賃の収滞納や入居者の適正な管理を実施している。 益城町では行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①入居者募集事務 ②家賃算定事務 ③家賃滞納整理事務 など	事後	公営住宅の借上げは行っていないことに伴う修正
令和5年4月3日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	1. 同居者情報ファイル、2. 保証人情報ファイル、3. 承継者情報ファイル	1. 同居者情報ファイル、2. 承継者情報ファイル	事後	民法改正に伴う保証人制度の廃止に伴う修正
令和5年4月3日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 第19号	番号法第9条第1項 別表第一 19の項	事後	文言の修正
令和5年4月3日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7項 同法別表第二第31号・54号	【情報提供の根拠】 なし(公営住宅関係事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない。) 【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号 別表第二 31の項	事後	法令上の根拠、及び文言の修正
令和5年4月3日	IIしきい値判断 1. 対象人数いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和5年4月3日 時点	事後	基準日の変更
令和5年4月3日	IIしきい値判断 2. 取扱者数いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和5年4月3日 時点	事後	基準日の変更
令和5年4月3日	IVリスク対策 6. 情報ネットワークシステムとの接続	[]接続しない(入手) []接続しない(提供)	[]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)	事後	情報提供を行わないことによる変更
令和6年4月1日	IVリスク対策 8. 監査 実施の有無	[○]自己点検 []内部監査 []外部監査	[○]自己点検 [○]内部監査 []外部監査	事後	内部監査実施に伴う変更